

医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 開催要綱

1. 目的

- 医師の偏在対策や需給については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」等で議論されており、地域における医師確保の状況も踏まえながら、医学部臨時定員の在り方が検討されてきた。
- その中で、医学部臨時定員については、医療計画の策定を通じた医療提供体制や医師の配置の適正化と共に検討する必要があるため、「第8次医療計画等に関する検討会」等の検討状況を踏まえ検討する必要があるとされた。
- その後、医療計画に関する検討が一定のとりまとめをされたことを踏まえ、地域枠をはじめとした医師養成過程を通じた医師の地域偏在・診療科偏在について検討する。
- また、医師の偏在対策を検討するにあたり、医学部臨時定員の在り方についても一体的に検討することとし、本検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 医師養成過程を通じた医師偏在対策について
- (2) 医学部臨時定員の在り方等について

3. 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。構成員の任期は2年間とし、再任は可能とする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、医政局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、関係者の参加を求めることができる。
- (3) 本検討会の議事、資料及び議事録は、その必要性から別に会議において申し合わせた場合等、特段の事情がある場合を除き、公開とする。なお、非公開とした場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) 本検討会の下に、検討会で議論される内容について、より専門的かつ技術的な事項について具体的に検討を行うワーキンググループを設けることができる。
- (5) 本検討会の庶務は、医政局総務課及び医政局地域医療計画課の協力を得て、医政局医事課において処理する。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が医政局長と協議の上、これを定めるものとする。

(別紙)

医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 構成員名簿

いまむら 今村	ひでひと 英仁	公益社団法人日本医師会常任理事
いんなみ 印南	いちろ 一路	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構副所長
えんどう 遠藤	ひさお 久夫	学習院大学長
おがさわら 小笠原	くにあき 邦昭	一般社団法人日本私立医科大学協会
かんの 神野	まさひろ 正博	四病院団体協議会（公益社団法人全日本病院協会会長）
きど 木戸	みちこ 道子	日本赤十字社医療センター副院長・第一産婦人科部長
こくど 國土	のりひろ 典宏	国立健康危機管理研究機構 理事長
さかもと 坂本	じゅんこ 純子	認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 委員バンク 登録会員
のぐち 野口	はるこ 晴子	早稲田大学政治経済学術院教授
はなずみ 花角	ひでよ 英世	全国知事会
まえだ 前田	よしのぶ 嘉信	一般社団法人国立大学病院長会議理事

(敬称略、五十音順)